

令和5年第1回 松野町議会臨時会議事日程 第1号

令和5年5月17日（水）午前9時30分開議

1 開 会 宣 言（ ： ）

2 町長議会招集挨拶

3 諸 般 事 項 報 告

4 開 議（ ： ）

日程 番号	議案 番号	議 案 名
1	—	会議録署名議員の指名 番 議員 ・ 番 議員
2	—	会期の決定 月 日から 月 日までの 日間
3	報告 1	専決処分の報告について（動産の買入の変更）
4	承認 2	専決処分の承認について（松野町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）
5	承認 3	専決処分の承認について（松野町税条例の一部を改正する条例）
6	承認 4	専決処分の承認について（松野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
7	承認 5	専決処分の承認について（令和4年度松野町簡易水道特別会計補正予算（第1号））
8	議案 30	工事請負契約の締結について
9	議案 31	令和5年度松野町一般会計補正予算（第1号）
10	—	議員派遣の件

5 閉 議（ ： ）

6 閉 会（ ： ）

◇ 諸般事項報告（出席者の報告）

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議に出席する者は、
下記のとおり

記

職 名	氏 名
町 長	坂 本 浩
副 町 長	八十島 温 夫
総 務 課 長	友 岡 純
町 民 課 長	芝 吉 彦
ふ る さ と 創 生 課 長	井 上 靖
農 林 振 興 課 長	小 西 亨
建 設 環 境 課 長	谷 口 健 二

報告第 1 号

専決処分の報告について（動産の買入の変更）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について裏面のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 5 月 17 日提出

松野町長 坂 本 浩

専 決 処 分 書

動産の買入（キルターボード）の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による「議会の委任による町長の専決処分事項の指定について」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日専決処分

松野町長 坂 本 浩

動産の買入の変更について

1 納入期限の変更事項

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 原契約の納入期限 | 令和5年3月31日 |
| (2) 変更後の納入期限 | 令和5年9月30日 |

承認第2号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和5年5月17日提出

松野町長 坂 本 浩

提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い防疫等作業手当の特例が廃止されるため。

告示第 46 号

総第 85 号

専 決 処 分 書

松野町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 5 月 8 日専決処分

松野町長 坂 本 浩

松野町条例第13号

松野町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年5月8日

松野町長 坂本 浩

松野町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

松野町職員の特殊勤務手当に関する条例（令和3年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則中第2項及び第3項を削る。

附則中第1項の見出し、同項の項番号及び第2項の前の見出しを削る。

附 則

この条例は、令和5年5月8日から施行する。

承認第 3 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求める。

令和 5 年 5 月 1 7 日提出

松野町長 坂 本 浩

記

令和 5 年 3 月 3 1 日専決処分 松野町税条例の一部を改正する条例

告示第 25 号

専 決 処 分 書

松野町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日専決処分

松野町長 坂 本 浩

松野町条例第 11 号

松野町税条例の一部を改正する条例

松野町税条例（昭和 40 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 9 第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第 314 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは町民税に充当し」を「、個人の町民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の

規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第46条中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて

賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する」を「により徴収する」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附

則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第13項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第15項を削る。

附則第10条の3第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第15条の2を削り、附則第15条の2の2を附則第15条の2とする。

附則第15条の2の3第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第15条の2の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a

中「6, 900円」とあるのは「3, 500円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3, 900円」とあるのは「3, 000円」と、同号ア（ウ）a中「6, 900円」とあるのは「5, 200円」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第25条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の松野町税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の3の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1

項（新条例附則第 16 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。）及び第 3 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日

(3) 第 36 条の 3 の 2 の改正規定及び次条第 2 項の規定 令和 7 年 1 月 1 日
(町民税に関する経過措置)

第 2 条 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の松野町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和 6 年度分以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 36 条の 3 の 2 第 2 項の規定は、令和 7 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき松野町税条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 5 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 4 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 64 条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例に

よる。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の松野町税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第15条の2の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承認第4号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和5年5月17日提出

松野町長 坂 本 浩

記

令和5年3月31日専決処分 松野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

告示第26号

専 決 処 分 書

松野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日専決処分

松野町長 坂 本 浩

松野町条例第12号

松野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

松野町国民健康保険税条例（平成30年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第12条に次の1項を加える。

- 3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき又はその分割金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又は全額は、全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

第23条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第23条の2中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改める。

第24条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第２項中「第２３条第１項」を「第２３条」に、「同項」を「同条第１項」に改める。

附則第３項、第４項、第６項から第９項まで、第１２項及び第１３項中「第２３条第１項の」を「第２３条の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和５年４月１日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の松野町国民健康保険税条例の規定は、令和５年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和４年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第5号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、裏面のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年5月17日提出

松野町長 坂 本 浩

建第1678号

専 決 処 分 書

令和4年度松野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日専決処分

松野町長 坂 本 浩

令和 4 年度松野町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）

- 1 特別会計補正予算総則
- 2 歳入歳出予算補正
- 3 補正予算に関する説明書
 - (1) 歳入歳出補正予算事項別明細書

令和4年度松野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

令和4年度松野町の簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100,505千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ220,505千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月31日専決処分

松野町長 坂 本 浩

令和 4年度松野町簡易水道特別会計予算に関する説明書

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 繰入金		1 3, 1 6 0	1 0 0, 5 0 5	1 1 3, 6 6 5
	2. 基金繰入金	1	1 0 0, 5 0 5	1 0 0, 5 0 6
歳 入 合 計		1 2 0, 0 0 0	1 0 0, 5 0 5	2 2 0, 5 0 5

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 予備費		8, 6 3 7	1 0 0, 5 0 5	1 0 9, 1 4 2
	1. 予備費	8, 6 3 7	1 0 0, 5 0 5	1 0 9, 1 4 2
歳 出 合 計		1 2 0, 0 0 0	1 0 0, 5 0 5	2 2 0, 5 0 5

1. 総 括

I 歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
3. 繰入金	1 3, 1 6 0	1 0 0, 5 0 5	1 1 3, 6 6 5
歳 入 合 計	1 2 0, 0 0 0	1 0 0, 5 0 5	2 2 0, 5 0 5

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 予備費	8,637	100,505	109,142			100,505	
歳 出 合 計	120,000	100,505	220,505			100,505	

2. 歳 入

3 款 繰入金			2 項 基金繰入金			(単位：千円)
目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 財政調整基金繰入金	1	100,505	100,506	1. 財政調整基金繰入金	100,505	・ 財政調整基金繰入金 100,505
計	1	100,505	100,506			
3 款合計	13,160	100,505	113,665			

歳入合計	120,000	100,505	220,505			
------	---------	---------	---------	--	--	--

3. 歳 出

3 款 予備費

1 項 予備費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 予備費	8, 637	100, 505	109, 142			100, 505				
計	8, 637	100, 505	109, 142			100, 505				
3 款合計	8, 637	100, 505	109, 142			100, 505				

歳出合計	120,000	100,505	220,505			100,505				
------	---------	---------	---------	--	--	---------	--	--	--	--

議案第 30 号

工事請負契約の締結について

次のとおり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年松野町条例第 5 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 5 月 17 日提出

松野町長 坂 本 浩

- 1 契約の目的 森の国ぼっぼ温泉改修工事
- 2 契約の金額 一金 59,400,000 円
- 3 契約の相手方 愛媛県北宇和郡松野町大字松丸 399 番地
株式会社松野建設
代表取締役 山口 しおり
- 4 契約の方法 指名競争入札

令和5年度松野町一般会計補正予算（第1号）

- 1 一般会計補正予算総則
- 2 歳入歳出予算補正
- 3 補正予算に関する説明書
 - (1) 歳入歳出補正予算事項別明細書

議案第31号

令和5年度松野町一般会計補正予算（第1号）

令和5年度松野町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,407千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,908,407千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月17日提出

松野町長 坂 本 浩

令和 5年度松野町一般会計予算に関する説明書
第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10. 地方交付税		2, 1 1 0, 0 0 0	6, 6 6 7	2, 1 1 6, 6 6 7
	1. 地方交付税	2, 1 1 0, 0 0 0	6, 6 6 7	2, 1 1 6, 6 6 7
14. 国庫支出金		2 4 5, 9 9 7	3 1, 7 4 0	2 7 7, 7 3 7
	2. 国庫補助金	1 0 9, 7 9 0	3 1, 7 4 0	1 4 1, 5 3 0
歳 入 合 計		3, 8 7 0, 0 0 0	3 8, 4 0 7	3, 9 0 8, 4 0 7

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		8 4 2, 0 8 5	3, 0 5 7	8 4 5, 1 4 2
	1. 総務管理費	7 9 6, 5 4 1	3, 0 5 7	7 9 9, 5 9 8
3. 民生費		8 3 2, 0 6 5	3, 3 4 3	8 3 5, 4 0 8
	2. 児童福祉費	1 8 3, 1 3 3	3, 3 4 3	1 8 6, 4 7 6
6. 農林水産業費		3 2 8, 9 5 1	1 4, 7 0 7	3 4 3, 6 5 8
	1. 農業費	2 5 1, 8 8 9	1 4, 7 0 7	2 6 6, 5 9 6
7. 商工費		2 3 1, 6 2 8	1 7, 3 0 0	2 4 8, 9 2 8
	1. 商工費	2 3 1, 6 2 8	1 7, 3 0 0	2 4 8, 9 2 8
歳 出 合 計		3, 8 7 0, 0 0 0	3 8, 4 0 7	3, 9 0 8, 4 0 7

1. 総 括

I 歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(歳入) (単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
10. 地方交付税	2, 1 1 0, 0 0 0	6, 6 6 7	2, 1 1 6, 6 6 7
14. 国庫支出金	2 4 5, 9 9 7	3 1, 7 4 0	2 7 7, 7 3 7
歳 入 合 計	3, 8 7 0, 0 0 0	3 8, 4 0 7	3, 9 0 8, 4 0 7

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 総務費	842,085	3,057	845,142				3,057
3. 民生費	832,065	3,343	835,408	3,343			
6. 農林水産業費	328,951	14,707	343,658	11,999			2,708
7. 商工費	231,628	17,300	248,928	16,398			902
歳 出 合 計	3,870,000	38,407	3,908,407	31,740			6,667

2. 歳 入

10 款 地方交付税

1 項 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 地方交付税	2, 110, 000	6, 667	2, 116, 667	1. 地方交付税	6, 667	・ 普通交付税 6, 667
計	2, 110, 000	6, 667	2, 116, 667			
10 款合計	2, 110, 000	6, 667	2, 116, 667			

14 款 国庫支出金				2 項 国庫補助金		
1. 総務費国庫補助金	13, 691	28, 397	42, 088	4. 新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金	28, 397	・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 28, 397
2. 民生費国庫補助金	2, 250	3, 343	5, 593	4. 児童福祉総務費補助金	3, 343	・ 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費 補助金 2, 250 ・ 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費 補助金 1, 093
計	109, 790	31, 740	141, 530			
14 款合計	245, 997	31, 740	277, 737			

歳入合計	3, 870, 000	38, 407	3, 908, 407			
------	-------------	---------	-------------	--	--	--

3. 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
13. 電算管理費	92, 942	3, 057	95, 999				3, 057	12. 委託料	1, 210	・ 公共施設無線環境構築委託料 1, 100 ・ サーバ機器等移設委託料 110
								14. 工事請負費	1, 295	・ 工事請負費 1, 295
								17. 備品購入費	552	・ 公共施設無線環境構築機器購入費 552
計	796, 541	3, 057	799, 598				3, 057			
2 款合計	842, 085	3, 057	845, 142				3, 057			

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	57,830	3,343	61,173	3,343				10. 需用費	10	・ 消耗品費	10
								11. 役務費	9	・ 通信運搬費 ・ 口座振込手数料	5 4
								12. 委託料	1,074	・ 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金システム構築委託料	1,074
								18. 負担金、補助及び交付金	2,250	・ 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金	2,250
計	183,133	3,343	186,476	3,343							
3 款合計	832,065	3,343	835,408	3,343							

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
3. 農業振興費	18, 876	14, 707	33, 583	11, 999			2, 708	18. 負担金、補助及び交付金	14, 707	・ 肥料・燃料価格高騰緊急対策支援金 14, 707
計	251, 889	14, 707	266, 596	11, 999			2, 708			
6 款合計	328, 951	14, 707	343, 658	11, 999			2, 708			

7 款 商工費

1 項 商工費

2. 商工振興費	23,387	17,300	40,687	16,398			902	18. 負担金、補助及び交付金	17,300	・ 商工会補助金 2,800 ・ エネルギー価格等高騰対策事業者支援補助金 14,500
計	231,628	17,300	248,928	16,398			902			
7 款合計	231,628	17,300	248,928	16,398			902			

歳出合計	3,870,000	38,407	3,908,407	31,740			6,667			
------	-----------	--------	-----------	--------	--	--	-------	--	--	--

議員派遣の件

令和5年5月17日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び松野町議会会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 森の国まつの応援団関西支部の集い

- (1) 目的 議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 大阪府大阪市西区
- (3) 期 日 令和5年5月26日（金）から27日（土）
- (4) 派遣議員 議員全員

尚、細部については、議長に一任する。